

- 二 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第九条
- 三 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十号）第十条
- 四 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第四十五条の二第一項
- 五 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第八条第一項
- 六 船舶職員法（昭和二十六年法律第四百九十九号）第二十七條
- 七 離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第十六條
- 八 臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四百四十九号）第五条
- 九 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二十六條
- 十 内航海運組合法（昭和三十一年法律第六百六十二号）第六十八條
- 十一 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第九十一条第三項
- 十二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第二十七條第一項
- 十三 油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十四條
- 十四 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十六條
- 十五 漁業再整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第十七條第三項
- 十六 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第六條
- 十七 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航空路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）第十八條及び第二十五条第一項
- 十八 貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第五十七條
- 十九 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第六十六号）第六十條第二項
- 二十 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）第十四條
- （道路運送法等の一部改正）
- 第二十七條 次に掲げる法律の規定中、「陸運支局長」を、「運輸監理部長又は運輸支局長」に改める。
- 一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第八十八條第三項

- 二 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十一年法律第九号）第七條第二項
- 三 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十一号）第十七條第二項
- 四 タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十四條第二項
- 五 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第二十三條第二項
- 六 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二十八条第二項
- 七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第八十條第三項
- （経過措置）
- 第二十八條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部長若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。
- 第二十九條 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。
- 第三十條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

教育職員免許法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十四年五月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第五十五号

教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第十四條」を、「第十四條の二」に改める。

第五条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「免許状取上げ」を、「第十一条第一項又は第二項の規定により免許状取上げ」に、「二年」を、「三年」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第十条第一項第二号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

第五条第三項第一号を削り、同項第二号中「知識」を、「知識経験」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第六条第二項中、「又は第七」を、「第七又は第八」に改める。

第九条第二項中、「その免許状を授与したときから五年以上十年以内において都道府県の教育委員会規則で定める期間」を削る。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。

二 国立又は公立の学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

三 前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状を免許管理者（当該免許状を有する者が教育職員である場合に於てはその者の勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合に於てはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。以下同じ。）に返納しなければならない。

（取上げ）

第十一条 私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたとき認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

3 前二項の規定により免許状取上げの処分を行つたときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失つものとする。

4 前条第二項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。

第十二条第一項中、「授与権者」を、「免許管理者」に改め、同条第三項中、「前条の規定による免許状取上げの処分に係る」を、「第一項の職権に際しては」に、「第一項」を、「同項」に改める。

第十三条第一項中、「第十条第二項又は第十一条の授与権者」を、「免許管理者」に改める。